

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十二月十三日
第七百七十號

金曜日

本報ノ大キサハ規定規格外ニ列

◇鳥取縣令第八十九號

林業會法施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十二月十三日

鳥取縣知事 林

敬

三

林業會法施行細則

第一條 林業會法施行規則（以下規則といふ）第六條（規則第十八條で準用するものを含む）による設立認可申請書は林業會にあつては二通とする。但しこれに添附する定款は林業會にあつては三通、林産組合にあつては二通とする。

第二條 規則第十一條（規則第十八條で準用するものを含む）による定款、變更認可申請書には定款の變更條文と現行條文とを對照した別紙を添へなければならない。但

し變更する定款の條項が多數に亘るときは改正定款も添へなければならない。

第三條 規則第十二條但書（規則第十八條で準用するものを含む）による認可申請書には財産目録、貸借對照表、剩餘金處分案を添附しなければならない。

第四條 規則第十六條による合併認可申請書及び規則第二十四條による申請書に添附する定款は二通とする。

第五條 總會を招集しようとするときは、招集通知と同時に、總會の種類、開會の期日、場所及び會議の目的事項を具して知事に届出なければならない。

第六條 規則第九條（規則第十八條で準用するものを含む）による總會終了届には議事録の謄本を添附し總會終了後二週間以内に提出しなければならない。

第七條 林業會法施行令（以下令という）第一條乃至第七條（令第二十一條で準用するものを含む）第十九條及び

第四十一條によつて登記したときはその登記事項を二週間以内知事に届出なければならぬ。

第八條 左の一に該当するときは、遅滞なくその理由を附して知事に届出なければならぬ。

- 一、林業會法（以下法という）第十四條第三項（法第八十二條で準用するものを含む）によつて役員を選任したとき。
- 二、令第十八條（令第二十一條で準用するものを含む）により創立總會終了後一箇月以内に出資第一回の拂込を終らなるとき。
- 三、定款に定められた時期に通常總會を開會することができないとき。

第九條 左の一に該当するときは、遅滞なく、その事項を知事に報告しなければならない。

- 一、會長、副會長、組合長、副組合長、専務理事及び常務理事を選任又は變更したとき。
- 二、法第三十三條（法第八十二條で準用するものを含む）によつて統制規程を設定、變更又は廢止したとき。

第十條 林産組合の申請、届出、報告は主たる事務所所在地の市長又は地方事務所長を、由しなければならない。但し縣を區域とするものはこの限りでない。

三、法第三十四條（法第八十二條で準用するものを含む）によつて賦課金並びに特別賦課金を定めたとき。

四、令第十八條（令第二十一條で準用するものを含む）によつて出資第一回の拂込を終つたとき。

五、總會議事細則、職員給與規程、退職給與規程、業勞規程、其の他重要な規程を設定變更又は廢止したとき。

第十條 林産組合の申請、届出、報告は主たる事務所所在地の市長又は地方事務所長を、由しなければならない。但し縣を區域とするものはこの限りでない。

告示

鳥取縣告示第五百五號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のやうに許可又は取消した。

昭和二十一年十二月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

青果物卸賣業者許可者

番號	氏名	住所	事業場	取扱品の種類
四一三	市場 安治	鳥取市 南本寺町二〇	鳥取青果市場	青果物

青果物小賣業許可者

番號	氏名	住所	取扱品の種類
四一四	松井 五郎	鳥取市北本寺町三五	果實、野菜
四一五	國本 茂	西品治町六五八	同
四一六	新居 明治	南本治町三二	同
四一七	足立 増治	吉方三二七	同
四一八	尾崎 壽子	鏡片原町四二	同
四一九	牛尾 八重子	同川端二丁目二五ノ一	同

青果物小賣業取消者

番號	氏名	住所	取扱品の種類
一四五	藤本 榮藏	鳥取市西品治町六四五	野菜、果實
一四八	大村 正隆	同 東町二六	同

鳥取縣告示第五百六號

臨時建築制限令施行細則之次のやうに定める。

昭和二十一年十二月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

臨時建築制限令施行細則

第一條 臨時建築制限令（以下令といふ）による申請書又は届書は、建築地を管轄する土木出張所を経由して提出しなければならない。

第二條 令第一條第一項但書及び第二條の規定による申請書は別記第一號様式により配置圖及び平面圖を添附して正副二通を作成し提出すること。但し市街地建築物法令により申請する建築認可又は許可申請と同時に提出する場合は圖面を省略することができる。

第三條 前條の申請で支障がないと認めるときは申請者に建築許可證を交付する。

第四條 建築工事中は建築工事場の見易いところに別記第

二號様式による木札を掲示しなければならない。
 第五條 令第一條及び第二條の建築工事竣功したるときは遅滞なく届出でなければならぬ。
 第六條 令第一條第一項第五號の規定により次のやうに建築物の種類を指定する。

- 一、別荘
- 二、俱樂部
- 三、集會場
- 四、旅館
- 五、貸事務所

この細則は公布の日からこれを施行する。

第一號様式

臨時建築制限令による建築許可申請書

一、建築の場所	
二、建築主の住所氏名	
三、建築工事請負者又は建築工事施行者の住所氏名	
四、營業種目	
五、建築物を建築せんとする事由	
六、建築物の床面積及び構造種別、工事種別	

(同一建築地内に既存の建築物があるときはその建築物についても記載すること)

用途別名稱	建築物の床面積		構造種別	工事種別
	一階面積(平方米)	二階面積(平方米)		
合計				
七、建築資材の状況				
八、工事着手及竣功豫定期日				

右建築物の建築に關し御許可相成ます様別紙關係圖面及書面相添へ此段申請いたします

昭和 年 月 日

右 建築主 氏 名 圖

鳥取縣知事 殿

第二號様式

木 札 (型縦一尺五寸 横一尺)

許可番號第	號
許可年月日	
建築許可濟	
建築物の用途	
建築着手期日	
工事竣功期日	
工事施行者氏名	
建築主 氏 名	

昭和二十一年十二月十三日印刷
 昭和二十一年十二月十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月二十五日)
 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣
 鳥取縣鳥取市東町取縣
 鳥取縣鳥取市東町取縣